

## 駒澤大学仏教学会会則

### 総 則

第一条 本会は、駒澤大学仏教学会と称し、事務所を駒澤大学仏教学部研究室に置く。

### 目的及び事業

第二条 本会は、仏教の研究を通じて会員相互の親睦を図り、仏教学部の発展向上に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、第二条の目的達成のために、次の事業を行なう。  
 (1) 研究会及び講演会  
 (2) 会誌の発行及び会員等への配布  
 (3) ゼミナール、その他必要な事業

### 会 員

第四条 本会の目的に賛同し会費を納入する者を会員とする。

2 本学仏教学部専任教員を正会員とする。

第八条 役員は、次の職務を遂行するも

り翌年三月三十一日)とする。但し再任は妨げない。

(4) (3) 事業計画の承認  
 (2) 監事の選出  
 (1) 幹事の承認

員、大学院仏教学専攻生及び仏教学部生を准会員、その他の者を賛助会員とする。

第五条 会費を三年度にわたって滞納したときは、会員の資格を失うものとする。

### 役員及び役員会

第六条 本会を運営するために、会長一名、副会長二名、幹事若干名、監事二名の役員を置く。  
 2 会長は、仏教学部長とし、副会長は、学科主任とする。

### 総 会

第十一条 総会は、定例総会、臨時総会とし、正会員をもつて構成する。  
 2 定例総会は、本会の最高決定機関とし、年一回年度始めに、会長がこれを招集し、次の事項を審議決定する。  
 (1) 幹事の承認  
 (2) 監事の選出

2 会長は、本会の会務全般を統括し、本会を代表する。  
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。  
 4 幹事は、本会の事業の企画運営及び会計に関する事務を行なう。  
 5 監事は、会計の監査を行なう。  
 第九条 役員会は、会長が必要に応じこれをお招集する。

のとする。

(5)当該年度会誌寄贈者の選定

(6)その他必要と認められる事項

3 臨時総会は、次のとき会長がこれを招集しなければならない。

(1)役員が必要と認めたとき

(2)正会員の三分の一以上の要請があつたとき

ない。

4 会計年度毎に監事の監査を受け、決算報告を行なう。

第十三条 会則の改廃は、総会において決定する。

定する。

たとき

第十一條 総会は、正会員の過半数の出席をもつて成立し、出席者の三分の二をもつて決議する。

### 会 計

本会則は、昭和四十四年九月十二日より施行する。

附 則

本会則は、昭和五十七年四月十九日より施行する。

附 則

本会則は、昭和五十九年十一月十二日より施行する。

附 則

本会則は、平成七年一月二十三日より施行する。

附 則

第十二条 本会の会計は、会費、助成金、その他のをもつてこれにあてる。

2 会費は、正会員は、年額三千円、準会員及び賛助会員は年額二千円とする。

とする。

3 会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。会費は、原則として、会計年度開始より五

月末日までに納入しなければならぬ。